

2025年12月17日

各 位

大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 執行役員 総合企画部長 曽我 啓介
電話 06-6204-1193

上場維持基準（純資産基準）への適合に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日に提出いたしました2024年9月期有価証券報告書に記載のとおり、2024年9月期連結会計年度末において債務超過となっており、当社が上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準（純資産が正であること）に適合しない状態¹となりました。そのため、当社は、同日付で「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画（改善期間入り）について」を開示しております。

2025年11月14日付「上場維持基準（純資産基準）への適合見込みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、2025年9月期連結会計年度末時点において純資産の額が559百万円となり、上場維持基準等に適合する（純資産の額が正である）見込みとなっておりましたが、本日、2025年9月期有価証券報告書を近畿財務局長へ提出し、正式に上場維持基準（純資産基準）に適合いたしました。

なお、当社は、2025年9月30日時点において、東京証券取引所プライム市場における上場維持基準（流通株式時価総額基準及び流通株式比率基準）に適合しない状態となっております。詳細は、2025年11月14日付「上場維持基準（流通株式時価総額基準及び流通株式比率基準）への適合に向けた計画（改善期間入り）について」をご参照ください。

記

1. 当社の上場維持基準等への適合状況及び計画期間（改善期間）²

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2024年10月30日付「2024年9月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の前任の会計監査人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるとの指摘を受け、社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し、是正すべきPV計算の実態との乖離額の算定作業を行っておりましたが、この乖離を過年度決算の訂正を行うことで是正することが適切であるとの判断に至りました。その後、2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、調査委員会から過年度のPV計算の問題点について追加調査報告書を受領する等し、過年度に遡つ

¹ 福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場においては、株券上場廃止基準（債務超過となった場合）に抵触した場合をいい、以下においてはこれらの基準を区別せず上場維持基準等といいます。また、以下においては東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場を総称して東京証券取引所プライム市場等といいます。

² 福岡証券取引所及び札幌証券取引所においては、「猶予期間」といいます。

て PV 売上の再算定作業を行ったところ、第 25 期（2020 年 9 月期累計期間）から第 28 期（2023 年 9 月期累計期間）の各期間においてそれぞれ計上された各売上高を訂正した結果、2024 年 9 月期連結会計年度末において 4,973 百万円の債務超過となっていることが判明いたしました。改善期間は 2025 年 9 月末迄であり、2025 年 9 月末時点において、上場維持基準等を充たす（純資産の額が正である）必要がございました。

当社は、計画期間（改善期間である 2025 年 9 月末）までに、今回不適合となった東京証券取引所プライム市場等における上場維持基準等を充たすために、上場維持基準等への適合に向けた各種取り組みを進めてまいりました。

2. 2025 年 9 月期の状況について

2025 年 11 月 14 日付「2025 年 9 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、当社は、2025 年 9 月期において、売上高は 6,608 百万円（前期比 15.9% 減）、営業損失は 606 百万円（前期は 711 百万円の損失）、経常損失は 924 百万円（前期は 808 百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は 1,539 百万円（前期は 2,250 百万円の損失）となりました。

純資産額につきましては、利益剰余金が 7,203 百万円増加したこと等に伴い、2025 年 9 月期における純資産の額は 559 百万円となっております。

3. 上場維持基準等への適合に向けた取り組みの基本方針

当社は、2025 年 2 月 28 日付「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画（改善期間入り）について」にてお知らせいたしましたとおり、内部統制の強化、資本増強に向けた施策を推進するとともに、事業面及び財務面での安定化と持続的な収支の改善を図り、当該状況の解消・改善に努めてまいりました。

4. 上場維持基準等への適合に向けた取り組みの進捗状況について

（1）再発防止に向けた内部統制の強化

当社は、2025 年 5 月 26 日付「改善報告書の提出請求、上場契約違約金の徴求及び公表措置の実施について」にてお知らせいたしましたとおり、東京証券取引所等より改善報告書を提出するよう求められました。その後、2025 年 6 月 20 日付「東京証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所への『改善報告書』の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、東京証券取引所等へ「改善報告書」を提出いたしました。

当社は、再発防止策を内部統制及びコンプライアンス強化の最重要事項と位置づけているところ、「改善報告書」及び 2025 年 2 月 21 日付「再発防止策の策定と取り組みに関するお知らせ」にて策定しております再発防止策を引き続き着実に実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

（2）資本政策

債務超過の状態を早期に解消すべく、財務状態を抜本的に改善するための資本増強施策等の実行に向けた具体的な検討を進めてまいりましたが、2025 年 7 月 17 日付「第三者割当による新株式の発行、業務提携、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、第三者割当による普通株式及び A 種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）により、約 70 億円の資金調達を行うことといたしました。また、同日付「臨時株主総会の開催日時、開催

場所及び付議議案に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本第三者割当に関連する議案を株主の皆様にご審議いただくための臨時株主総会を 2025 年 8 月 19 日に開催することを予定しておりました。その後、2025 年 8 月 19 日付「臨時株主総会における決議結果に関するお知らせ」及び 2025 年 8 月 20 日付「臨時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、議案は全て原案どおり承認可決されたため、2025 年 9 月 5 日付「第三者割当による新株式の払込完了、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本第三者割当につき払込みが完了いたしました。

(3) アポイントの増加と営業教育による生産性向上

マーケティング手法の改善により、アポイントの先行指標であるマーケティングによる獲得顧客数が伸長し、前年比で増加傾向となっております。更に、一件あたりの顧客獲得にかかるコストである顧客獲得単価（CPA）も前年比で減少傾向となっております。

一方、コールセンター部門における一人あたりの月間アポイント取得数の 2025 年 7 月～9 月の期間平均は、2025 年 4 月～6 月の期間平均と比較して約 10% 減少しております、アポイント取得数の増加に直結するより効果的なマーケティングを試行錯誤してまいります。

直営支店においては、自社開発のオンライン面談システム（Dynamic OMO）やアバターといった最新テクノロジーの活用を継続し、生産性の向上に努めております。営業実績につきましては、入社 3 年目社員の一人あたりの申込 ANP（新契約年換算保険料の意味で、月払い保険料 5,000 円の場合、ANP は 60,000 円となります。）の 2025 年 7 月～9 月の期間平均が、2025 年 4 月～6 月の期間平均と比較して約 4.2% 増加しております。入社 2 年目社員においては約 12.7% 増加しております、若手社員の成長が顕著に表れております。

(4) 固定費の適正化

各部門での固定費の見直し等、各種コスト低減に努めたことで、2025 年 9 月期における販売費及び一般管理費は 2024 年 9 月期比 10.3% 減となっております。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

以上